

第11次鳥獣保護事業計画（平成25年10月18日改正）の概要

1 趣旨

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき作成した「第11次鳥獣保護事業計画（計画期間：平成24年～28年度の5年間）」の「第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項」について一部変更する。

2 変更内容

○鳥獣保護区の指定計画の変更

（1）卯辰山鳥獣保護地区

平成25年度期間更新予定の卯辰山鳥獣保護区を区域縮小とする。

【変更前】指定面積：1,450ha → 【変更後】指定面積：962ha（△488ha）

【変更理由】

当該鳥獣保護区内において、クマの目撃情報が多く報告されており、平成22年11月には人身被害が発生していることから、指定区域を縮小する。

（2）津幡鳥獣保護地区

平成25年度期間更新予定の津幡鳥獣保護区を区域縮小とする。

【変更前】指定面積：1,600ha → 【変更後】指定面積：1,511ha（△89ha）

【変更理由】

当該鳥獣保護区周辺の集落において、イノシシによる農作物への被害が拡大していることから、指定区域を縮小する。

3 変更年月日

平成25年10月18日